

パブリックコメントに寄せられた意見及び対応

No.	意 見	対 応
1	<p><b>別表第十九第二号 空気の流れを管理する設備</b></p> <p>具体的に機器の能力や気流の測定等の規定をされますか。</p>	<p>空気の流れの管理について、国はパブリックコメントにおいて「清浄区域と汚染区域の間で交差汚染が生じないように、空調設備により清浄区域から汚染区域に向かって空気が流れるようコントロールすること等を想定しています。」と示しています。</p> <p>参酌基準が法令化された趣旨として施設基準に係る地域的差異の解消があることを踏まえ、県独自に数値等による規定は行わず、国が示した規定または考えに従い指導を行います。</p>
2	<p><b>別表第十九第三号二 容易に汚染される高さ</b></p> <p>ウェットの床ですと、人が歩くことにより、かなりの高さまで床の細菌が跳ねあがるとの研究結果もあります。具体的な高さをどの様に考えたらよいでしょうか。</p>	<p>上記と同様に県独自の数値の規定は行いませんが、現行の岐阜県食品衛生法施行条例においては、内壁のうち床面から1メートルまでは耐水性の材料により造られていることを規定していることから、1メートルをひとつの目安とし、扱う食品や水の量に応じて判断することになります。</p>
3	<p><b>別表第十九第三号ル 侵入した際に駆除するための設備</b></p> <p>ネズミ捕り、ごきぶり捕獲器のような簡単なもので良いのですか。</p>	<p>必要に応じてねずみ、昆虫等が侵入した際に駆除する設備を有する規定になっていますので、ねずみ、昆虫等の侵入及び発生状況調査の結果に応じて、それぞれの施設に適したものを設置してください。</p>
4	<p><b>別表第十九第三号ヲ 便所を従業員の数に応じて有すること</b></p> <p>この後に、「また、客用の便所を設ける場合も同様に要件を満たすこと。」等を追加されてはどうか。</p> <p>(理由) 客席を設ける店舗には、客用の便所の設置が望ましいと考えますが、義務化は難しいと思われます。しかし、感染症対策で手洗いの重要性が叫ばれるなか、また、お客様の用便のことも考えると、客用の便所、手洗いに触れる条文があってもよいのかと考えます。</p> <p>客席の手洗い設備を行政で指導された時代もありますが、あまり利用されていません。事業者としては、多目的なおしゃれな化粧室とする便所の設置を進めているところですが、衛生思想の普及からも客用の便所、手洗い設備の行政の方向性を示す何らかの指導があってもよいかと考えるところです。</p>	<p>ご意見のとおり、衛生的な理由から、客用の便所においても専用の流水式手洗い設備が望まれますが、「食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政省令の制定について」(令和元年11月7日付け生食発1107第1号)により、施設に客席は含まれないこととされていることから、従業員専用の便所が別にあり、客席に設ける便所が従業員用の便所に当たらない場合は、施設基準の対象外となり、条例にその規定を設けることはできないと考えます。</p>